



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年5月29日（金） 第10401号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（危機管理課）	2
告 示	
○道路の区域変更（道路管理課）	3
○同	3
公 告	
○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	3
○同	4
○土地改良区役員の就任の届出（同）	4
○同	4
○同	5
○土地改良区連合役員の就任の届出（同）	5
○道路の位置の指定（建築課）	6
選挙管理委員会告示	
○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体	7
○政治団体の名称等	7
○政治団体の異動事項	8
○政治団体の解散届出	9
○資金管理団体の名称等	9
○資金管理団体の指定の取消し等	10
落 札	
○落札者等の決定（がんセンター）	10

規則

群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月二十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第五十二号

群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

群馬県災害救助法施行細則(昭和三十五年群馬県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一(一)3中「三百六十円」を「三百七十円」に改め、同表一(二)1(2)中「七百八万九千円」を「七百二十五万九千円」に改め、同表二(一)3中「千三百九十円」を「千四百八十円」に改め、同表三(三)1の表夏季の項中「二〇、三〇〇円」を「二〇、九〇〇円」に、「二六、一〇〇円」を「二六、九〇〇円」に、「三八、七〇〇円」を「三九、九〇〇円」に、「四六、二〇〇円」を「四七、六〇〇円」に、「五八、五〇〇円」を「六〇、三〇〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、八〇〇円」に改め、別表第一の三(三)1の表冬季の項中「三三、七〇〇円」を「三四、七〇〇円」に、「四三、五〇〇円」を「四四、八〇〇円」に、「六〇、六〇〇円」を「六二、五〇〇円」に、「七〇、九〇〇円」を「七三、一〇〇円」に、「八九、三〇〇円」を「九二、一〇〇円」に、「一二、三〇〇円」を「一二、七〇〇円」に改め、別表第一の三(三)2の表夏季の項中「六、七〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「九、二〇〇円」に、「一三、四〇〇円」を「一三、八〇〇円」に、「一六、三〇〇円」を「一六、八〇〇円」に、「二〇、五〇〇円」を「二二、一〇〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、〇〇〇円」に改め、別表第一の三(三)2の表冬季の項中「一〇、七〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一四、四〇〇円」に、「一九、九〇〇円」を「二〇、五〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、三〇〇円」に、「二九、九〇〇円」を「三〇、五〇〇円」に、「三三、六〇〇円」を「三四、三〇〇円」に、「三九、八〇〇円」を「四〇、七〇〇円」に、「三、九〇〇円」を「四、〇〇〇円」に改め、別表第一の六(一)2中「五万三千九百円」を「五万六千四百円」に改め、同表六(二)2(1)中「七十三万九千円」を「七十五万七千円」に改め、同表六(二)2(2)中「三十五万八千円」を「三十六万七千円」に改め、同表八(三)2中「五千五百円」を「五千八百円」に、「五千八百円」を「六千円」に、「六千三百円」を「六千六百円」に改め、同表九(三)中「二十三万二千二百円」を「二十三万九千四百円」に、「十八万五千七百円」を「十九万五千五百円」に改め、同表十一(四)1中「三千七百円」を「三千八百円」に改め、同表十一(四)2中「五千九百円」を「六千円」に改め、同表十二(二)中「十四万三千九百円」を「十四万八千六百円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県災害救助法施行細則の規定は、令和八年四月一日から適用する。

■ 告 示

◎群馬県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年5月29日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	伊勢崎深谷線	伊勢崎市茂呂町二丁目758番の3地先から同市同2168番の1地先まで	前	7.7～13.9	281.6
			後	9.9～25.5	281.6

◎群馬県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年5月29日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	境島村今泉線	伊勢崎市茂呂町二丁目2168番の1地先から同市同758番の3地先まで	前	7.7～13.9	281.6
			後	9.9～25.5	281.6

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月29日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所

谷田川北部	理事	新任	中島茂登子	館林市赤生田本町2654番地
	同	退任	中島吉克	同 同 2654番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月29日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
群馬用水	理事	新任	星名建市	渋川市金井424番地1
	同	退任	高木勉	同 横堀1045番地2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月29日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
阿左美沼	監事	新任	藤生定雄	みどり市笠懸町阿左美1097番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月29日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
邑楽	理事	新任	玉水美由紀	邑楽郡板倉町大字細谷1103番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月29日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
内郷	理 事	再 任	山中秀雄	邑楽郡板倉町大字海老瀬682番地
	同	同	玉井稔	同 同 同 1277番地
	同	同	長谷川純一	同 同 同 1472番地
	同	同	岡島一男	同 同 同 甲1710番地の1
	同	同	針ヶ谷恒雄	同 同 同 2341番地
	同	同	舘野英一	同 同 同 2577番地
	同	同	針ヶ谷良一	同 同 同 2607番地
	同	同	小林貞幸	同 同 同 2612番地
	同	同	齋藤豊寿	同 同 同 2666番地
	同	同	針ヶ谷照夫	同 同 同 2761番地
	同	同	坂田瞬一	同 同 同 2766番地の1
	同	同	針ヶ谷稔也	同 同 同 2772番地
	同	同	戸笈竹雄	同 同 同 2829番地の76
	同	同	森田喜代治	同 同 同 2967番地
	監 事	同	小野次平	同 同 同 1318番地
	同	同	栗原孝通	同 同 同 2415番地
	同	同	小野久雄	同 同 同 2421番地の5
同	同	齋藤勇一	同 同 同 2829番地の34	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第18項の規定により次のとおり土地改良区連合役員の就任の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第19項の規定により公告する。

令和8年5月29日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区連合名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所

渡良瀬川下流	理事	再任	鈴木匡	館林市当郷町1782番地2
	同	同	中里芳一	同 田谷町1179番地
	同	同	森田重男	同 羽附町1601番地
	同	同	半田貞雄	同 楠町1345番地
	同	同	岡野安男	邑楽郡板倉町大字除川1618番地
	同	同	川嶋修	同 同 大字飯野869番地
	同	同	荻野廣	同 同 大字板倉637番地1
	同	同	荒山江知郎	同 同 同 1709番地1
	同	同	延山宗一	同 同 大字岩田2272番地
	同	同	小野田富康	同 同 大字靱谷2085番地
	同	新任	小林節子	館林市大島町2325番地
	監事	再任	塩田正	同 赤生田町1784番地
	同	同	須藤賢一	邑楽郡板倉町大字海老瀬7407番地14

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和8年5月29日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字上野田358-11	延長 33.66 幅員 5.00	群馬県指令前土第304-16号 令和7年12月24日
2	同	北群馬郡榛東村大字新井字高塚2962-8	延長 34.94 幅員 5.00	群馬県指令前土第304-17号 令和7年12月24日
3	同	北群馬郡吉岡町大字大久保字甲溝祭3084-1、3084-26	延長 51.98 幅員 6.01	群馬県指令前土第304-18号 令和8年2月24日
4	同	北群馬郡吉岡町大字大久保字上町1668-1	延長 71.73 幅員 5.20 有効幅員5.08 ～5.20	群馬県指令前土第304-19号 令和8年3月31日
5	同	北群馬郡吉岡町大字大久保3430-13	延長 27.97 幅員 6.15	群馬県指令前土第304-2号 令和8年5月12日

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第43号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和8年5月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

令和8年5月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党粕川支部	加藤善四郎	真下三起也	前橋市粕川町西田面213-8
しぶきしげる後援会	澁木茂	澁木敬子	邑楽郡大泉町東小泉2-1-10
政心会	小暮笑鯉子	小暮笑鯉子	伊勢崎市三室町4558
全宇宙連合地球国家党	前田郁子	前田郁子	前橋市南町2-26-4

◎群馬県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和8年5月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
安済正美後援会	安済正美	安済正美	吾妻郡東吾妻町原町34-15
飯塚達也後援会	飯塚伸一	沖田俊道	館林市成島町683-1
伊東正吾後援会	伊東正吾	伊東正吾	吾妻郡嬭恋村鎌原1053-12884
江原哲也後援会	江原哲也	矢島隆	高崎市中尾町767-31

	令和8年4月1日		
山本しんいち後援会	山本伸一	山本伸一	太田市鳥山上町2229-1
	令和8年4月17日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和8年5月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
国民民主党群馬県総支部連合会	主たる事務所の所在地	前橋市小相木町280-3	前橋市箱田町596-1	令和8年3月15日
参政党群馬第1支部	主たる事務所の所在地	沼田市材木町1300-4	前橋市西大室町2655-1	令和8年4月1日
	会計責任者の氏名	京谷美希	久保美鶴	
参政党群馬第3支部	会計責任者の氏名	和田里美	嵐口雅也	令和8年4月6日
参政党群馬第4支部	主たる事務所の所在地	高崎市下之城町522-12	高崎市西横手町497-3	令和8年3月20日
	代表者の氏名	篠原真三	木野本雅也	
	会計責任者の氏名	石川友梨香	瀧澤歩美	
自由民主党群馬県土地改良支部	主たる事務所の所在地	前橋市北代田町9-25	桐生市相生町1-150-1	令和8年4月9日
	代表者の氏名	後閑千代壽	齋藤佐太夫	
	会計責任者の氏名	松井秀夫	片山茂	
自由民主党群馬県渋川市第三支部	会計責任者の氏名	福島知津子	永井眞平	令和8年4月21日
自由民主党群馬県衆議院比例区第一支部	政治団体の名称	自由民主党群馬県衆議院比例区第一支部	自由民主党群馬県衆議院支部	令和8年4月3日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
井田つよふみ後援会	代表者の氏名	佐藤維	仲井晋二	令和8年

	会計責任者の氏名	稲村崇	仲井晋二	3月30日
大木光後援会	会計責任者の氏名	大木清子	大木由記	令和6年12月7日
群馬県土地改良政治連盟	主たる事務所の所在地	前橋市北代田町9-25	桐生市相生町1-150-1	令和8年4月9日
	代表者の氏名	後閑千代壽	齋藤佐太夫	
	会計責任者の氏名	松井秀夫	片山茂	
原和隆を育てる会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和8年1月15日
	公職の種類(第一号)	衆議院議員	該当なし	
ほしな建市後援会	代表者の氏名	川崎均	永井眞平	令和8年4月21日
	会計責任者の氏名	永井廣通	木暮一彦	
宮田竜成後援会	政治団体の名称	宮田竜成後援会	宮田竜成連合後援会	令和8年4月30日

◎群馬県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和8年5月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
信頼と実績・前橋の自立を守る会	宮崎裕紀子	令和8年4月30日
三友美恵子後援会	三友美恵子	令和7年11月11日
宮田芳典後援会	篠崎孝雄	令和7年12月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和8年5月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
山本伸一	太田市議会議員	山本しんいち後援会	太田市鳥山上町2229-1	令和8年4月17日

◎群馬県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和8年5月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
三友美恵子	三友美恵子後援会	令和7年10月23日

■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年5月29日

群馬県立がんセンター院長 柳田康弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称 放射線治療計画用CT装置保守管理業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立がんセンター事務局経営課 群馬県太田市高林西町617番地1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和8年3月24日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 栗原レントゲン株式会社 群馬県前橋市下小出町3-23-1
- 5 随意契約に係る契約金額 48,840,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111